

第44号議案	御坊市消防手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第45号議案	御坊市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第46号議案	御坊市重度心身障害者等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第47号議案	御坊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第48号議案	御坊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第49号議案	御坊市水道法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第50号議案	御坊市火災予防条例の一部を改正する条例	原案可決
第51号議案	令和元年度御坊市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第52号議案	令和元年度御坊市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第53号議案	令和元年度御坊市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第54号議案	令和元年度御坊市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第55号議案	令和元年度御坊市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第56号議案	令和元年度御坊市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第57号議案	御坊市公平委員会委員の選任について同意を求める件	同 意
第58号議案	人権擁護委員候補者推薦に関し意見を求める件	異議なし

国保年金課からのお知らせ

国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530

国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受ける老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、免除・納付猶予期間の保険料は、「**10年以内**」であれば、**古い期間から順に**、後から納めること（追納）ができます。ただし、**老齢基礎年金を受け取っている方は、追納できません。**

追納（後払い）をした期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになり、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

追納（後払い）をする場合は、お近くの年金事務所、または国保年金課年金係まで申し込みをしてください。



◇追納（後払い）できる期間

追納（後払い）が承認された月の前10年以内の免除・納付猶予期間に限られています。

例1：平成31年4月分は、令和11年4月末まで追納（後払い）ができます。

例2：平成21年9月分は、令和元年9月末まで追納（後払い）ができます。

◇追納（後払い）をする保険料額

令和2年3月31日までに追納（後払い）をする場合の保険料額は、次のとおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成21年度の月分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成22年度の月分	15,540円	11,650円	7,770円	3,880円
平成23年度の月分	15,320円	11,490円	7,660円	3,830円
平成24年度の月分	15,170円	11,380円	7,590円	3,790円
平成25年度の月分	15,150円	11,360円	7,570円	3,790円
平成26年度の月分	15,300円	11,470円	7,640円	3,820円
平成27年度の月分	15,620円	11,710円	7,810円	3,910円
平成28年度の月分	16,280円	12,200円	8,140円	4,060円
平成29年度の月分	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円
平成30年度の月分	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円

保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、**3年度目以降**に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に**経過期間に応じた加算額**が上乗せされます。



※平成29年度・平成30年度の月分については、追納加算額はありません。